

宮代町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月24日

宮代町監査委員 岡野裕美子

宮代町監査委員 石井眞一

1 監査実施日及び監査対象

実施日	対象
9月24日(木)	水道事業会計
10月9日(金)	町民生活課、健康介護課(健康増進室)、税務課
10月13日(火)	教育推進課(教育総務担当、学校教育担当)、議会事務局、福祉課
10月16日(金)	まちづくり建設課、産業観光課
10月21日(水)	健康介護課(高齢者支援担当、介護保険担当)、教育推進課(生涯学習室)、住民課
10月26日(月)	総務課、会計室
10月30日(金)	企画財政課、現地視察(学校給食センター、新しい村)

2 監査方法

平成27年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。また、学校給食センター及び新しい村の管理運営について、現地での状況確認を行った。

3 監査項目

- (1) 歳入の確保を行うための取組みについて
- (2) 歳出削減のための取組みについて
- (3) 住みよい環境づくりの取組みについて
- (4) 町民サービス向上に向けた取組みについて
- (5) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (6) 滞納整理及び債権管理及び各課室間の連携について
- (7) 一者随意契約の内容とその理由について（5万円以上）
- (8) 平成26年度決算審査意見書総括意見に掲げられた事項への対応について
- (9) 平成27年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (10) 第4次総合計画前期実行計画に掲げられた事業の進捗について

※水道事業については次に掲げる監査項目に基づき、実施した。

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくりの取組みについて
- (3) 町民サービス向上に向けた取組みについて
- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 埼玉県水道統計調査に基づく県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (6) 近隣市町との水道料金の比較分析について
- (7) 固定資産管理台帳について
- (8) 施設及び水道管更新の計画について
- (9) 企業債の償還状況について
- (10) 有収率向上のための取り組みについて
- (11) 一者随意契約の内容とその理由について
- (12) 平成26年度決算審査意見書総括意見に掲げられた事項への対応について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事業においても、事務が適正かつ効率的に行われており、おおむね順調に実施されていると認める。